

# 全国国民健康保険組合協会 常勤役員に対する報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国国民健康保険組合協会（以下、「本会」という。）定款第17条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

## (報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬及び退職手当を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員は前項の規定にかかわらず、報酬等を辞退することができる。

## (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬の総額は、別表「常勤役員の報酬の年間総額」に定める範囲内とし、予算の範囲内で、会長が、それぞれの常勤役員の報酬を決定するものとする。

- 2 常勤役員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。
- 3 退職手当は、退職時の報酬の月額に100分の150を乗じて得た額に、在職年数を乗じて得た額の範囲内とする。

## (支給方法)

第5条 報酬は月額をもって支給するものとし、その支給方法は、職員の給与等の支給の例による。

## (通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤実態に応じて通勤手当を支給するものとし、その支給方法は、職員の給与等の支給の例による。

## (遺族の範囲及び順位)

第7条 第4条第2項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、常勤役員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で常勤役員の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前各号に掲げる者のほか、常勤役員の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

- 2 前各号に掲げる者の退職手当を受ける順位は、前項各号の順位によるものとする。この場合において、父母については養父母を先に、祖父母については養祖父母を先にするものとする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上いるときは、その人数によって等分して支給する。

(雑 則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 7 年 2 月 15 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 24 年 5 月 10 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項の規定は平成 29 年 6 月 22 日から適用する。

第4条関係 別表

「常勤役員の報酬の年間総額」

- |         |                  |
|---------|------------------|
| 1. 会 長  | 15,000,000 円の範囲内 |
| 2. 常務理事 | 12,000,000 円の範囲内 |

(平成29年4月1日施行)